

東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 代表者 様

東京都福祉サービス評価推進機構
公益財団法人東京都福祉保健財団 理事長
(印 章 省 略)

令和 7 年度東京都福祉サービス第三者評価の共通評価項目について（通知）

このことについて、「福祉サービス第三者評価機関認証要綱第 2 条第 1 2 号に規定する「機構の定める評価手法及び共通評価項目」の策定について（通知）」（令和 2 年 3 月 1 2 日付 3 1 財情報第 1 9 0 1 号）1（1）及び「東京都福祉サービス第三者評価における利用者調査とサービス項目を中心とした評価の実施について（通知）」（令和 2 年 3 月 1 2 日付 3 1 財情報第 1 9 0 2 号）2 に基づき、下記のとおり定めましたので通知します。

評価の実施にあたっては、福祉サービス第三者評価機関認証要綱及び関係通知を遵守してください。

なお、この通知の適用期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとします。

記

1 令和 7 年度共通評価項目

前年度からの変更点としては、新たに日常生活支援住居施設の共通評価項目を策定した。

(1) 組織マネジメント項目（全サービス共通）

別紙 1 のとおり

ただし、別表 1 に定めるサービスの評価においては、別表 2 の項目（太枠内の標準項目）の実施を任意とする。

なお、事業者の実態として当該項目に該当する場合は、評価の対象とする。

(2) サービス項目（各サービス別）

別紙 2 のとおり

(3) 利用者調査項目（各サービス別）

別紙 3 のとおり

2 共通評価項目の非該当の適用

事業所のサービスの実態として、評価の対象とならないと思われる場合は、東京都福祉サービス評価推進機構の了承を得て「非該当」を適用することができる。

別表1 共通評価項目に定める組織マネジメント項目のうち、評価において別表2の項目の実施を任意とするサービス

サービス種別	
高 齢	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	福祉用具貸与
	居宅介護支援
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)
	認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】(介護予防含む)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	看護小規模多機能型居宅介護
障 害	居宅介護
	共同生活援助(グループホーム)
子ども家庭	認証保育所B型
	認可外保育施設(ベビーホテル等)
	児童自立生活援助事業【自立援助ホーム】
対象サービス数	合計 15 サービス

別表2 共通評価項目に定める組織マネジメント項目のうち、別表1のサービスの評価において実施を任意とする項目

カテゴリー3 経営における社会的責任	
	サブカテゴリー3 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている
	評価項目1 透明性を高め、地域との関係づくりに向けて取り組んでいる
	標準項目2 ボランティア、実習生及び見学・体験する小・中学生などの受け入れ体制を整備している
	評価項目2 地域の福祉ニーズにもとづき、地域貢献の取り組みをしている
	標準項目1 地域の福祉ニーズにもとづき、事業所の機能や専門性をいかした地域貢献の取り組みをしている

*別紙1～3については、とうきょう福祉ナビゲーションの「データ集」に掲載。